中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた協議に関する特記仕様書

本工事は、中東情勢の変化により供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、調達変更に伴い必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上できる工事である。

1　調達検討資材は、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）、防水材（シーリングを含む。）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2　受注者は、次の（1）、（2）のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

（1）調達検討資材の代替資材を調達した場合

（2）設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む。）

3　設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という。）の資料を監督職員に提出する。

4　妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5　本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

6　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。